様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

被災家屋等の解体・撤去に係る申請書

（宛先）富山市長

申請者（被災家屋等の所有者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住　所 | 〒 |
| フリガナ氏　名 | 実印 |
| 生年月日 | (大・昭・平・令 年 月 日生) | 電話 | 自宅（　　　　）　　　　－携帯（　　　　）　　　　－ |
| 申請代理人 | 住　所 | 〒 |
| フリガナ氏　名 |  | 電話 | 自宅（　　　　）　　　　－携帯（　　　　）　　　　－ |
| 申請者との関係 | □配偶者　　□子　　□親　　□その他（　　　　　　　　　　） |
| 連絡先 | ※工事立会、調整等の連絡先　□申請者と同じ　□申請代理人と同じ　□その他（　　　　　　　） |
| 住　所 | 〒 |
| フリガナ氏　名 |  | 電話 | 自宅（　　　　）　　　　－携帯（　　　　）　　　　－ |

令和６年能登半島地震により被災した下記の家屋等について、富山市において解体及び撤去されますよう、富山市令和６年能登半島地震に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱第５条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

被災家屋等に関する事項

（裏面あり）

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | □申請者住所と同じ□異なる　所在地（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 対象家屋等 | □住家　（棟数　　　 棟）（構造　□木造　□非木造））（延床面積　　　　　　　　　㎡）その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| り災状況 | □全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊 |
| り災証明書番号（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 現　況 | □自立している　□既に倒壊している　　□他の家屋等に物的被害を生じさせている□倒壊により人的・物的被害が生じるおそれがある□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 権利関係 | (1) 共有者　　　□なし　　□あり（自分の外　　名）(2) 区分所有　　□なし　　□あり(3) 権利関係（賃借権、抵当権、根抵当権等）□なし　　□あり（内容・権利者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）解体及び撤去に関する権利者の同意　　□なし　　□あり |
| 備　考 |  |

被災家屋等の解体及び撤去に係る同意

　この申請に係る被災家屋等の解体及び撤去を富山市（以下「市」という。）が行うにあたり、以下の点について同意します。

１　　市からの連絡調整に応じ、現地立会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意をもって対応すること。

２　　本制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２２条にある災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うためのものであり、解体及び撤去の範囲が限定的であること、解体及び撤去後の整地は行われないこと。

３　　申請から市が解体及び撤去に着手するまでの間は、申請者の責任において当該被災家屋等を適切に管理すること。また、その期間内に第三者への損害が生じた場合は、申請者が責任をもって対応すること。

４　　当該被災家屋等と一体的に解体及び撤去を行わなければ当該被災家屋等の解体及び撤去を行うことができない工作物、立木等があった場合、市がこれらの解体及び撤去を行うこと。また、市が工作物、立木等の復元及び補償をしないこと。

５　　当該被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等内の家財道具等を搬出すること。また、やむを得ない事情により搬出できずに残置されたものについては、廃棄物として解体及び撤去の対象となること。

６　　当該被災家屋等の解体及び撤去の実施までに、当該被災家屋等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事、浄化槽、汲取り便槽の清掃等並びにこれらに伴う諸手続きを完了すること。

７　　隣接地の掘削や立入りが必要となったときは、当該隣接地の所有者からの同意を得ること。

８　　当該被災家屋等の解体及び撤去の実施について、近隣への周知を行うこと。

９　　当該被災家屋等の解体及び撤去に関して、すべての権利関係者（共有者、相続人、抵当権者等）の同意を得ており、市及びその委託を受けた者に対し、原状回復及び損害賠償等の請求を含む一切の不服申し立て及び紛争の提起をしないこと。

１０　当該被災家屋等の解体及び撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、申請者の責任において解決すること。

１１　市が被災家屋等の解体及び撤去に関する事務を行うため、当該被災家屋等に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧及び照会をすること。

１２　被災家屋等の滅失登記を職権で行うために必要な情報を市が法務局に提供すること。

１３　当該被災家屋等の解体及び撤去のために収集した個人情報について、市から委託を受けた者が業務実施のために用いること。

１４　市及びその委託を受けた者が、当該被災家屋等の敷地内に立ち入り、必要な調査を行うこと。

**氏名（自署）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印**

（注意）

１　申請者の押印は全て実印で行い、印鑑証明書を添付してください。

２　申請書の提出者が代理人の場合は、申請者（被災家屋等の所有者）からの委任状（実印を押印したもの）を添付してください。